

令和8年5月27日開催

新庄市農業委員会第36回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和8年5月）議事録

1. 開催日時 令和8年5月27日（水）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（16名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	5番 指村 貞芳
6番 森 良一	7番 下山 秀一
8番 奥山 久	9番 中鉢 浩
10番 五十嵐 成生	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
15番 三原 幸一	16番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 高山 光弥

4. 欠席した委員（3名）

4番 早坂 浩樹	14番 伊藤 和彦
17番 星川 豊	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 144 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 145 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 4 議案第 146 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 147 号 特定農用地利用規定に関する意見について
- 日程第 6 報告第 102 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第 103 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 8 報告第 104 号 農地中間管理事業推進に関する法律第18条第3項の規定による意見聴取について
- 日程第 9 報告第 105 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 長 沼 俊 司 局長補佐 鏡 彰 広
主 事 佐 藤 遥

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和8年度新庄市農業委員会第36回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は16名です。欠席通告者は、4番早坂浩樹委員、14番伊藤和彦委員、17番星川豊委員の3名であります。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第36回総会が成立していることをご宣言申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に５番指村貞芳委員と１９番高山光弥委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと佐藤遥さんを指名いたします。以上で日程第１を終わります。

○議長

次に日程第２、議案第１４４号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。ここで２番笹行也委員、８番奥山久委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(笹行也委員、奥山久委員退席)

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第１４４号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１６件、稲舟地区３件、萩野地区１０件、八向地区２件、計３１件ございます。権利設定の内訳としましては、賃貸借権が１９件、使用貸借権が１件、所有権移転が１１件でございます。

いずれの案件も農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

それでは新庄地区１番について、調査報告をお願いします。

○１０番

議案第１４４号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番につきまして５月２１日に調査確認しました。譲渡人の方から譲受人に売買を依頼し、話がまとまったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○１０番

新庄地区2番につきまして5月21日に調査確認しました。譲渡人は県外在住であり、以前も譲受人との売買経歴があります。当該地は少し飛び地となっていますが、譲受人が購入するということで売買が成立したそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区3番につきまして5月21日に調査確認しました。当該地は細長い形地となっており、譲渡人が使いにくい状況でした。農地が隣接している譲受人が、当該地を今まで管理していた為、贈与するということになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして5月19日に調査確認しました。親子間での使用貸借権設定であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区5番につきまして5月20日に調査確認しました。手続きが遅れた為、今年は作付けをせず自己保全するとのことでした。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区6番につきまして5月18日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区7番につきまして5月18日に調査確認しました。譲渡人の意向で、先代より長年耕作していた譲受人に贈与を申し出て合意したそうです。農地法第18条第6項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区8番につきまして5月18日に調査確認しました。前耕作者の逝去に伴い、近隣を耕作していた借人に依頼した案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区9番につきまして5月18日に調査確認しました。前耕作者の逝去に伴い、近隣を耕作していた借人に依頼した案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区10番につきまして5月18日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区11番につきまして5月18日に調査確認しました。前耕作者の逝去に伴い、近隣を耕作していた借人に依頼した案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区 1 2 番について調査報告をお願いします。

○ 6 番

新庄地区 1 2 番につきまして 5 月 1 8 日に調査確認しました。農地法第 1 8 条第 6 項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区 1 3 番について調査報告をお願いします。

○ 6 番

新庄地区 1 3 番につきまして 5 月 1 8 日に調査確認しました。農地法第 1 8 条第 6 項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区 1 4 番について調査報告をお願いします。

○ 6 番

新庄地区 1 4 番につきまして 5 月 1 8 日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区 1 5 番について調査報告をお願いします。

○ 6 番

新庄地区 1 5 番につきまして 5 月 1 8 日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区 1 6 番について調査報告をお願いします。

○ 6 番

新庄地区 1 6 番につきまして 5 月 1 8 日に調査確認しました。前耕作者の逝去に伴い、借人に依頼した案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区 1 番について調査報告をお願いします。

○ 7 番

稲舟地区1番につきまして5月20日に調査確認しました。貸人が体調不良の為、借人が耕作することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区2番につきまして5月20日に調査確認しました。借人の名義が親子間での変更による農地法第3条申請で問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区3番につきまして5月20日に調査確認しました。当該地は耕作放棄地化しつつあったが、隣接する農地を耕作している借人が再生利用することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして5月19日に調査確認しました。貸人が体調不良の為、親戚関係である借人が引き受けることになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区2番につきまして5月20日に調査確認しました。借人の農地に当該地が組み込まれており、経費等借人が支払っていた為、この度贈与となりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区3番につきまして5月20日に調査確認しました。譲渡人は既に離農しており、譲受人との売買が成立したそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区4番につきまして5月19日に調査確認しました。当該地の耕作者がなかなか見つからず、農業協同組合より依頼があり借人が引き受けたとのこと。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区5番につきまして5月19日に調査確認しました。以前より両者間で売買はしていましたが、当該地も追加するとのこと。問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区6番につきまして5月19日に調査確認しました。貸人の離農に伴い、借人が耕作することになりました。問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区7番につきまして5月19日に調査確認しました。以前、両者間で行った売買の時と同額で買い戻すことになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区8番につきまして5月20日に調査確認しました。萩野6番と同様で、貸人の離農に伴い、借人が耕作することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区9番につきまして5月19日に調査確認しました。前耕作者の離農に伴い、借人が耕作することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区10番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区10番につきまして5月19日に調査確認しました。前耕作者の離農に伴い、借人に依頼して耕作を引き受けてもらうことになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして5月18日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件です。以前は借人の父が借りていたが、経営移譲ということで借人が契約することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区2番につきまして5月21日に調査確認しました。譲渡人が当該地を売りたい意向があり、譲受人と話がまとまったそうです。対価は利水状況が悪い為、安価になっていますが双方合意しています。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第144号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第144号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

(笹行也委員、奥山久委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第3、議案第145号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第145号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区2件ございます。

新庄地区1番について、当該地は、昭和49年9月26日付、最地第696号にて転用許可された案件となります。当時の転用許可内容では歯科診療所の従業員宿舎を建築する計画でしたが、事業が履行されないまま現在に至っており、長年空き地となっています。この度、新たな事業計画者が隣地に所在する集合住宅の駐車場に利用したいとして、昭和49年9月26日付、最地第696号による農地法第5条許可に係る事業計画を変更申請すると同時に、議案第146号の農地法第5条の規定による許可申請がありました。

新庄地区2番について、当該地は、昭和55年3月21日付、最地第1030号にて転用許可された案件となります。当時の転用許可内容では住宅及び車庫を建築する計画でしたが、当時の事業者が娘たち夫婦のために農地転用の許可を得て土地を購入しましたが、建築計画が中止となり事業が履行されませんでした。この度、新たな事業計画者から住宅を建築したいとして、昭和55年3月21日付、最地第1030号による農地法第5条許可に係る事業計画を変更申請すると同時に、議案第146号の農地法第5条の規定による許可申請がありました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

議案第145号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。事務局の説明どおりで間違いありませんでした。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番について5月20日に調査確認しました。事務局の説明どおりであり問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第145号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第145号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第146号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第146号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件ございます。新庄地区1番について、隣地に所在する集合住宅の駐車場とする事業計画です。内容につきましては、議案第145号で説明させていただいたとおりでございます。

新庄地区2番について、戸建の住宅を建築する計画です。内容につきましては、議案第145号で説明させていただいたとおりです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

議案第146号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について5月19日に調査確認しました。当該地の周辺には農地が無く、他の農地に影響を及ぼす可能性は無いと考えます。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番について5月20日に調査確認しました。住宅の建築で間違いありません。周囲は宅地化されており、農地への影響は無いと思われます。問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第146号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第146号農地法第5条の規定による許可申請につ

いては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第147号特定農用地利用規定に関する意見についてを上程します。

ここで3番松田浩一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

(松田浩一委員退席)

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第147号「特定農用地利用規程に関する意見について」ご説明いたします。

本議案は、担い手不足の傾向にある畑地区において、今後、更なる農地の効率的・総合的な利用を図ることを目的に農用地利用改善事業を実施するための意見照会事案です。

畑地区の地主を構成員とする「畑地区農用地利用改善団体」が数名の担い手から成る「一般社団法人畑地区組合」を「特定農農業法人」に指定しこの団体に農地を貸し付けることで利用集積を図ろうとしています。

この時に必要な決め事が「特定農用地利用規程」であり、規程を有効とするには、手続き上新庄市の公告が必要です。公告を前に農協と農業委員会に意見聴取が求められたのが本議案となります。

畑地区の現状を鑑みると、「農用地利用改善事業」の手法で農地の集積・集約を図ろうとする取り組みは、今後の有効利用と農業生産力の増進に効果を発揮することが期待できます。しかし意見照会された農用地利用規程には具体的な取り組みに関する記述が少し不足しているようです。意見回答にあたっては、認定自体は適当とした上で、ただ今述べた内容を明記されては如何かと助言することも考えられます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第147号特定農用地利用規定に関する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第147号特定農用地利用規定に関する意見については、これを適当とし、回答することに決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

(松田浩一委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開します。

次に日程第6、報告第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区1件、計5件ございます。内容につきましては相続による所有権取得で、あっせん等の希望はありません。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第7、報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区8件、稲舟地区1件、萩野地区5件、八向地区1件、計15件ございます。

新庄地区1番から8番は農地法第3条関連の案件です。

稲舟地区1番はまだ受け手が決まっておりません。

萩野地区1番はまだ受け手が決まっておりません。2番は今後当該地を転用し、資材置場とする事業計画を実施予定です。3番から5番は農地法第3条関連の案件です。

八向地区1番は農地法第3条関連の案件です。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しましたので、よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第8、報告第104号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見聴取についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第104号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見聴取について稲舟地区1件ございます。農地中間管理機構からの要請を基に、本年2月から3月にかけて所有者不明農地として探索を行った結果、相続人3名を特定するに至った農地となります。今回の探索により当初の計画案で共有者の1人とされた申出人は、親戚であるが相続人ではないことも判明しました。そのため農地中間管理機構が作成した計画案に代えて正当な相続人を出し手とする代替案を作成することになりました。これにより2ヶ月間の公示も不要となったため、本代替案に意見を付して農地中間管理機構に提出したものです。なお、農地中間管理機構が受け手に貸し付ける計画案につきましては、現在公示中となっている関連計画案が確定次第、改めて農地中間管理機構宛てに提出する予定です。よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第104号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見聴取について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第104号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見聴取については、原案のとおり、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第105号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第105号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件ございます。新制度の老齢年金です。

○議長

ただいまの報告第105号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第105号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第13条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年5月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 指村 貞芳

議事録署名委員 高山 光弥